

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その１６：インド政府による新たな入国制限措置等）

【ポイント】

● 3月12日、インド政府は、以下のとおり新たな入国制限措置等を発表しました。

（１）外交，公用，国際連合及び国際機関，就労，プロジェクト査証を除く全ての査証の効力を4月15日まで停止する。

（２）OCI (Overseas Citizen of India) カードホルダーに与えられていた査証免除措置を4月15日まで停止する。

（３）インドへの渡航を予定している外国人は，真に必要と認められる理由がある場合に限り，最寄りのインド大使館又は総領事館に相談することができる。

（４）2月15日以降に中国，イタリア，イラン，韓国，フランス，スペイン，ドイツへの渡航歴があるインド国籍を含む全てのインド入国者は，最低14日間，停留される。

（５）陸路による入国は，十分なスクリーニング設備を備えた特定の場所に制限される。詳細については，別途内務省から発表される。

（６）インド国民に対し，不要不急の全ての海外渡航を慎むよう強く求める。また，帰国後は最低14日間の停留の対象となり得る。

【本文】

（前回（その１５）の領事メールからの更新部分は下記２です。）

１ インド政府によると，3月11日現在のインド国内感染者の合計は60例となっています。

その内訳は，デリー準州5例，ハリヤナ州14例，ケララ州17例，ラジャスタン州3例，テランガナ州1例，ウッタル・プラデシュ州9例，ラダック連邦直轄領2例，タミル・ナド州1例，カシミール準州1例，パンジャブ州1例，カルナタカ州4例，マハーラーシュトラ州2名となっています。

２ 3月12日，インド内務省入国管理局は，新たな入国制限措置等を次のとおり発表しました。

（１）外交，公用，国際連合及び国際機関，就労，プロジェクト査証を除く全ての査証の効力を4月15日まで停止する。この措置は，グリニッジ標準時3月13日正午以降にインドへの渡航を開始するものに適用される。既にインドに所在する外国人の査証は（外交，公用，国際連合及び国際機関，就労，プロジェク

ト査証以外の査証であっても) インドから出国しない限り引き続き有効であり、査証の延長等を求める場合には、外国人登録事務所(FRRO)に連絡することができる。

(2) OCI (Overseas Citizen of India) カードホルダーに与えられていた査証免除措置を4月15日まで停止する。

(3) インドへの渡航を予定している外国人は、真に必要と認められる理由がある場合に限り、最寄りのインド大使館又は総領事館に相談することができる。

(4) 2月15日以降に中国、イタリア、イラン、韓国、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴があるインド国籍を含む全てのインド入国者は、最低14日間、停留される。

(5) 陸路による入国は、十分なスクリーニング設備を備えた特定の場所に制限される。詳細については、別途内務省から発表される。

(6) インド国民に対し、不要不急の全ての海外渡航を慎むよう強く求める。帰国後は最低14日間の停留の対象となり得る。

※なお、インド当局によれば、インド国民に限らず、すべてのインドへの渡航者は、入国後に最低14日間の停留の対象となり得るとのことです。

3 新型コロナウイルスに関連してインド政府は、引き続き全ての国際航空便の搭乗者に対して、入国前の発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施しています。スクリーニングの結果、発熱(37.22℃以上)や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留(検疫)施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性があります。

4 現在インドの病院において受診した場合、詳細を確認せずに新型コロナウイルス感染の疑いありとして、指定施設での受診を勧められる場合がある模様です。また、指定施設では検査結果が出るまでそのまま停留を指示される場合がある模様ですので御留意願います。

5 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp